

五ヶ瀬町告示第66号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の
公表について

地方公共団体の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条に基づき
令和3年度決算に基づく健全化判断比率について下記のとおり告示する。

令和 4年 9月 2日

五ヶ瀬町長 小 迫 幸 弘

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.0	—
(15.0)	(20.0)	(25.0)	(350.0)

- 備考1 「実質赤字比率」の「—」は、実質赤字額がないことを示します。
2 「連結実質赤字比率」の「—」は、連結赤字額がないことを示します。
3 各比率の括弧内数値は、五ヶ瀬町の早期健全化基準を示します。

五ヶ瀬町告示第67号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の
公表について

地方公共団体の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条に基づ
き令和3年度決算に基づく資金不足比率について下記のとおり告示する。

令和 4年 9月 2日

五ヶ瀬町長 小迫 幸 弘

記

特別会計の名称	資金不足比率（％）
五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計	—
五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計	—

備考1 「資金不足比率」の「—」は、資金不足比率がないことを示します。

2 経営健全化基準は、いずれの会計においても「20％」です。